

新潟県雪対策基本計画

平成 25 年 11 月
(平成 30 年 5 月修正)

新 潟 県

◆ 新潟県雪対策基本計画 目次 ◆

第1	計画策定（平成30年5月修正）の趣旨	1
第2	計画の性格	2
第3	計画の基本方針	2
第4	計画の期間	3
第5	計画の進行管理	3
第6	計画における役割	3
第7	施策の展開	5
I	雪国の暮らしと交流を支える基盤づくり	5
1	雪に強い交通ネットワークの確立	5
(1)	道路交通の確保	6
ア	除排雪体制の確保	6
イ	消融雪施設の整備及び維持・保全	6
ウ	雪に強い道路整備	7
エ	交通安全対策の推進	7
(2)	公共交通の確保	7
ア	鉄道交通の確保	7
イ	バス等による交通の確保	8
2	電力・通信の確保	8
	電力・通信機能の確保	9
3	情報提供体制の確立	9
	総合的な雪情報システムの運用と整備	9
II	雪国の快適な生活空間の創造	10
1	雪に強い都市・農山村づくり	10
(1)	雪に強く快適な都市空間の創造	10
(2)	雪に強い農山村づくり	11
2	雪に強く快適な住まい・居住環境づくり	11
(1)	雪国に適した住宅の供給促進	11

(2)	良好な克雪街区の形成促進	12
(3)	空き家の雪下ろし等の管理の確保	12
3	安全で快適な歩行環境の整備	12
(1)	歩行者空間の整備	13
(2)	冬期歩行者空間のネットワーク化	13
4	克雪コミュニティ活動の促進	13
(1)	克雪コミュニティ活動の促進	13
(2)	行政と住民の相互協力体制の確立	14
5	克雪用水の確保	14
	克雪用水の確保	14
Ⅲ	安心できる雪国の暮らし	15
1	福祉対策等の推進	15
(1)	除雪困難な世帯に対する援助	15
(2)	介護・福祉サービス供給体制等の整備	16
(3)	雪国生活に適合した税制の実現	16
2	保健医療等の確保	16
(1)	へき地医療等の確保	17
(2)	健康づくりの推進	17
(3)	下水道等汚水処理施設の普及、ごみ処理対策と飲料水の確保	17
3	教育環境の整備	18
(1)	学校教育施設の整備	18
(2)	通学の安全の確保	18
4	消防施設等の整備	19
	消防施設等の整備	19
5	雪処理の担い手と安全の確保	19
(1)	除排雪活動を目的とした克雪コミュニティに対する支援	20
(2)	ボランティア活動の促進	20
(3)	雪処理の担い手確保のための広域応援体制の推進	21
(4)	雪下ろし等除排雪作業中の事故防止のための注意喚起	21
Ⅳ	活力ある雪国の産業づくり	22

1	農林水産業の振興	22
(1)	農業の振興	22
(2)	林業の振興	23
(3)	水産業の振興	23
2	商工業等の振興	24
(1)	商業の振興	24
(2)	工業及び新しい産業の振興	25
3	雇用対策の推進	25
(1)	通年雇用の促進	26
(2)	人材の確保	26
(3)	雇用開発の推進及び雇用就業機会の確保	26
(4)	職業能力の開発	26
V	雪を生かした個性豊かな地域社会の創造	27
1	利雪技術の利用開発	27
	雪資源の活用	27
2	雪を利用した魅力ある観光地づくり	28
(1)	スキー観光の振興	28
(2)	個性豊かな観光地づくり	28
3	雪国交流の推進	29
(1)	人材の育成	29
(2)	地域間交流の推進	30
(3)	雪国に関する知識の普及	30
4	雪国の新たなライフスタイルの創造	30
(1)	雪国文化の創造	30
(2)	冬期余暇活動等の推進	31
(3)	雪に親しむ生涯学習等の充実	31
VI	雪に強く安全で美しい県土づくり	32
1	県土保全対策の強化	32
(1)	雪崩・地すべり防止対策の推進	32
(2)	河川・用排水路の整備促進	33

(3) 環境保全の推進	33
2 豪雪災害対策の推進	33
(1) 災害予防対策の推進	34
(2) 災害応急対策の推進	34
(3) 災害復旧対策の推進	34
VII 雪対策の向上のために	36
1 調査研究の推進	36
調査研究の推進	36
2 調査研究体制の強化	36
調査研究体制の強化	37

第1 計画策定（平成30年5月修正）の趣旨

新潟県は、全域が豪雪地帯に、18市町村が特別豪雪地帯に指定されている全国でも有数の豪雪県です。

県では、雪による被害を最小限に食い止め、雪を有効資源として積極的に活用することを目的に「新潟県雪対策基本計画」を平成5年3月に策定し、その後、平成13年5月に計画を改定していますが、平成18年豪雪や平成21年度から24年度の大雪により、雪下ろし等除雪作業中の事故により多くの人的被害が発生したことや、国の「豪雪地帯対策特別措置法」の改正（平成24年3月）及び「豪雪地帯対策基本計画」の見直し（平成24年12月）が行われたことを受け、除雪作業中の事故防止、空き家の除排雪等の管理の確保、地吹雪等による車両滞留の防止、除排雪の担い手確保、雪冷熱エネルギー等の活用促進等の新たな課題に対応するため、平成25年11月に計画を改定しています。

また、現計画の期間は、平成25年度から平成36年度までの12年間とし、4年ごとの検証・評価や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行うこととしています。

このため、県では、平成25年度から28年度までの過疎化、高齢化の状況や除雪作業中の事故の状況等の社会情勢の変化や本計画に関係する各種事業の取組状況を検証するとともに、昨冬（平成29年度）の雪対策等も考慮し、この度、計画の一部修正を行うこととしたものです。

なお、この計画は、今後講ずべき雪対策の基本方向を明らかにしたものであり、引き続き、この計画に基づいて、県、市町村及び関係機関が密接に連携し、県民の理解と協力を得ながら、多様できめの細かな施策を展開していくことを目的としております。

第2 計画の性格

「新潟県雪対策基本計画」は、豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づいて策定した計画であり、県、市町村、関係機関等が一体となって雪対策を推進していくための指針です。

県は、この計画の具現化に当たって、適切な財政措置等ができるよう努力します。

また、国に対しては、この計画の円滑な推進と各種施策の実現に向けて積極的に働きかけていきます。

第3 計画の基本方針

克雪対策の一層の充実と利雪・親雪対策の積極的な展開を図り、雪の中での安全・安心で豊かな暮らしを実現するため、生活環境や地域の実情、社会情勢の変化に対応したきめ細かな対策を推進します。

県では、次の7つの柱を基本として、施策を展開していきます。

- I 雪国の暮らしと交流を支える基盤づくり（交通・通信等の確保）
- II 雪国の快適な生活空間の創造（居住性・アメニティの向上）
- III 安心できる雪国の暮らし（生活環境施設等の整備）
- IV 活力ある雪国の産業づくり（産業の振興）
- V 雪を生かした個性豊かな地域社会の創造（雪の利活用等の推進）
- VI 雪に強く安全で美しい県土づくり（災害対策の充実・環境の保全）
- VII 雪対策の向上のために（雪に関する調査研究の充実）

第4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成36年度までの12年間とし、4年ごとの検証・評価や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行います。

第5 計画の進行管理

「新潟県雪対策基本計画」の円滑な推進を図るため、毎年度作成する「雪対策実施計画」において進捗状況を的確に把握することで、計画の進行管理を行っていきます。

また、「雪対策実施計画」においては、施策に係る目標水準等を設定し、計画的に事業を実施します。

第6 計画における役割

県は、市町村や地域の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、本計画に基づき、施策を展開していきます。

また、県は、国と連携して、市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた雪対策の推進に努めます。

なお、本計画を推進する上での県の役割及び期待される各関係者の役割は、以下のとおりです。

(1) 県

県は、市町村の枠を超えた広域的な課題への対応と、雪対策の主体である市町村を中心とした地域の取組に対する支援に努めます。

とりわけモデルとなるような先進的取組については、その取組のノウハウ等を他の地域にも提供し、その取組を県内に展開させるよう努めます。

また、他の積雪寒冷地帯の道府県及び市町村と連携し、地域の実情に即した施策の実現に向けて、国に対する働きかけを行います。

(2) 県民

県民は、各家庭や地域社会における自助・共助の必要性を理解し、市町村をはじめとする行政機関や関係機関の施策に対して、積極的に協力することが期待されます。

(3) 市町村

市町村は、国・県の施策に積極的に協力するとともに、雪対策の主体として、関係者と連携して自主的・主体的な取組を進めることが期待されます。

そのためには、関係者と十分に話し合い、地域の特性に応じた総合的・体系的な雪対策計画を策定し、これに基づいて関係者と一体となって取組を進めることが必要となります。

(4) 関係機関（公共交通機関、電力会社、通信会社等）

関係機関（公共交通機関、電力会社、通信会社等）は、国・県及び市町村が取り組む施策に協力するとともに、豪雪地帯の振興に向けて、積極的な事業展開を図ることが期待されます。

第7 施策の展開

I 雪国の暮らしと交流を支える基盤づくり

～ 交通・通信等の確保 ～

1 雪に強い交通ネットワークの確立

【現状と課題】

- 市町村合併や自動車への依存の高まりにより雪国の暮らしは広域化しており、活力ある経済社会を構築するために交通の果たす役割は極めて重要です。
- 道路における降積雪は、交通の安全性や円滑性の確保の障害となっており、雪に強い道路整備及び維持・保全と冬期間の交通安全対策が求められています。
- 記録的な豪雪に見舞われる中、地吹雪や集中的な降雪により走行不能車両が発生し、後続車両の連鎖的な滞留が発生した事例があることから、各道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら一体となって対応することが必要です。
- 除排雪作業の主な担い手である地域の建設業者は、公共事業の減少に伴って体力が低下し、建設業者所有の除雪機械台数の減少や老朽化の進行、除雪オペレーターの減少や高齢化を招いています。こうした状況から持続的な除排雪体制を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 安全で円滑な道路交通を確保するため、除排雪体制の確保を図るとともに、消融雪施設の整備及び維持・保全並びに雪に強い道路整備に努めます。
- 雪に強い交通ネットワークを確立するため、公共交通機関の運行の確保や交通バリアフリーの促進に努め、利便性向上による利用促進を図ります。
- 地吹雪や集中的な降雪時には、各道路管理者及びその他の関係機関が十

分に連携し、相互の情報共有の強化を図り、車両滞留防止に努めます。

【施策の推進】

(1) 道路交通の確保

ア 除排雪体制の確保

- ① 各道路管理者の連携のもと、効率的な除雪に努めます。
- ② 除雪水準を維持するため、除雪機械の計画的な更新を図るとともに、除雪オペレーターの確保に努めます。
- ③ 市街地や人家が密集した地域等における排雪及び堆雪場所の確保に努めます。
- ④ 降積雪や路面状況、除雪作業に伴う交通規制に関する情報の住民提供に努めます。
- ⑤ 路面凍結による走行不能車両の発生や事故を防止するため、凍結防止剤の効果的な散布に努めます。
- ⑥ ITS（高度道路交通システム）を活用した除雪管理や路面状況の監視・予測システムの整備を推進します。
- ⑦ 除雪の支障となる路上駐車取締りを推進します。
- ⑧ 地吹雪や集中的な降雪による車両滞留防止のため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練に努めます。さらに、車両の滞留が発生した際には、迅速な道路交通の確保を図るため、通行止めによる集中的な除雪の実施などにより、後続車両による連鎖的な滞留の回避に努めます。
- ⑨ 道路除雪に関する県民の理解が得られるよう、市町村、関係機関等と連携し、広報等の普及啓発に努めます。

イ 消融雪施設の整備及び維持・保全

- ① 流雪溝や消融雪施設の効率的な整備及び維持・保全に努めます。
- ② 地中熱を利用したヒートポンプやヒートパイプなどの無散水消融雪施設の整備を推進します。

ウ 雪に強い道路整備

- ① 堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進します。
- ② 雪に強い高速自動車国道と地域高規格道路の整備を促進します。
- ③ 急な坂道や急なカーブの道路の改善に努めます。
- ④ スノーシェッド、雪崩防止柵等の防雪施設の整備及び維持・保全に努めます。
- ⑤ トンネルの整備及び維持・保全に努めます。
- ⑥ 県の代行制度等により市町村道の整備を促進します。
- ⑦ 地吹雪対策等の防雪体制を強化します。
- ⑧ 冬期孤立集落を解消するための連絡道路の整備を推進します。

エ 交通安全対策の推進

- ① 寒冷地仕様の信号機や大型道路標識の整備を推進します。
- ② 降積雪に対応した交差点の改良を図ります。
- ③ 積雪・凍結時の運転技術講習など交通安全教育の充実を図ります。
- ④ 冬道の安全走行の広報活動に努めます。
- ⑤ 道路交通情報センターの機能の充実を図ります。
- ⑥ 安全で円滑な交通を確保するため、的確かつ迅速に道路交通情報を提供するシステムなどITS（高度道路交通システム）の整備に努めます。
- ⑦ 運転者や関係団体等に対し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着を呼びかけ、冬道の安全走行を促進します。

(2) 公共交通の確保

ア 鉄道交通の確保

- ① 鉄道車両の耐雪化を促進します。
- ② 雪崩防止柵、散水消雪装置等の融雪施設の整備を促進します。
- ③ 線路・駅構内の除雪体制の強化を図るため、排雪車両、除雪機械の整備を促進します。
- ④ 気象状況に応じて適正に運行（必要な場合には列車の運転を見合わせることを含む。）するための管理体制の整備を促進します。また、長時

間にわたる列車の停車が発生する、または発生が見込まれる場合における乗客の救出等のために必要となる措置について、関係機関との連携に努めます。

- ⑤ 踏切除雪の徹底を図るとともに、事故防止の広報活動を促進します。
- ⑥ 運行（遅延）状況や気象情報の迅速な提供を促進します。
- ⑦ 降雪により運休が見込まれる場合、鉄道事業者による代替バス等の運行とその情報提供の取組を促進します。
- ⑧ パークアンドレールライドシステムの普及とその啓発に努めます。

イ バス等による交通の確保

- ① バス専用レーン、バス優先レーンの確保に努めます。
- ② バス運行情報提供システムを活用したバスの位置情報の提供を促進します。
- ③ バス不便地域へのコミュニティバスの整備を促進します。
- ④ バス路線の確実な除雪に努めます。
- ⑤ 佐渡空港の除雪体制の確保に努めます。また、新潟空港の除雪体制の強化を国に働きかけます。
- ⑥ 船舶の大型化・高速化に対応するため、港湾施設の整備拡充に努めます。
- ⑦ パークアンドバスライドシステムの普及とその啓発に努めます。

2 電力・通信の確保

【現状と課題】

- 豪雪時は、送電線や通信線の切断等による機能障害が生じやすく、雪に強い電力・通信体制を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 日常生活や社会経済活動の維持・向上に欠かせない電力供給機能と通信

機能の確保対策の強化を図ります。

- 降積雪時においても県民が安心して生活できる電力・通信機能の整備に努めます。

【施策の推進】

電力・通信機能の確保

- ① 発電電所の防雪設備の整備を促進します。
- ② 通信線・電力線の難着雪化・地中化を促進します。
- ③ 克雪用水供給やロードヒーティング、屋根融雪装置に必要な電力の安定供給を促進します。

3 情報提供体制の確立

【現状と課題】

- 情報通信技術の発達により住民のニーズが多様化し、総合的な雪情報システムの構築が求められています。

【施策の方向】

- 冬期間の生活の安定と社会経済活動の円滑化を図るため、降積雪の状況、除雪情報や道路状況等の情報を提供するシステムを運用するとともに、各種情報提供システムのネットワーク化に努めます。

【施策の推進】

総合的な雪情報システムの運用と整備

- ① 降積雪状況や道路交通状況に関する総合的な情報をインターネット等で提供するシステムの構築に努めます。
- ② 各種情報提供システムのネットワーク化と地域に密着した情報の提供を促進します。

Ⅱ 雪国の快適な生活空間の創造

～ 居住性・アメニティの向上 ～

1 雪に強い都市・農山村づくり

【現状と課題】

- 高齢化、人口・世帯数の減少、働き方の変化などにより地域内の除排雪体制の弱体化が進んでおり、地域レベルでの総合的な雪対策が求められています。
- 居住環境については利便性と快適性が求められてきています。

【施策の方向】

- 降積雪に配慮した市街地の形成や地域の実情に合った雪処理システムの整備など、きめ細かな対策を講じ、雪に強い都市・農山村づくりを推進していきます。
- 住まいの周辺部の雪対策を含めた克雪街区の形成を促進します。

【施策の推進】

(1) 雪に強く快適な都市空間の創造

- ① 住宅の集団的克雪化、消融雪施設の体系的・効果的配置、アーケードの整備など市街地全体の克雪化を促進します。
- ② 無電柱化など空間を有効に利用した都市づくりを推進します。
- ③ 住宅団地全体の克雪化に配慮した宅地開発を促進します。
- ④ 地区計画等の活用により幅員の広い道路や冬期利用に配慮した公園等の確保を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進します。
- ⑤ 機械除雪が困難な地域における流雪溝や消融雪施設の整備及び維持・保全に努めます。
- ⑥ 地域住民の自主的組織的な克雪活動を促進します。

(2) 雪に強い農山村づくり

- ① 農業用排水等を利用した消排雪施設の整備を促進します。
- ② 集落内道路の除雪を促進します。
- ③ 冬期孤立集落等の集落機能の確保に努めます。

2 雪に強く快適な住まい・居住環境づくり

【現状と課題】

- 屋根雪や住まいの周辺部の雪処理など雪による障害は、いまだ冬の生活を阻害しています。
- 個々の住宅にとどまらない地域ぐるみでの雪に強い居住環境づくりが求められています。
- 空き家の屋根雪下ろし等の除排雪が実施されずに周辺住民に不安を与える事案が発生しており、所有者等による適切な管理が求められています。

【施策の方向】

- 屋根雪処理に係る各種工法等の普及などを促進するとともに、住まいの周辺部の雪対策を含めた克雪街区の形成を促進します。
- 雪を蓄えて夏に冷熱源として使用する取組など、住まいの周辺部における雪の利用を促進します。
- 積雪に伴う空き家の倒壊等による危害を防止するため、所有者等による適切な空き家の除排雪を促進します。

【施策の推進】

(1) 雪国に適した住宅の供給促進

- ① 「新潟県住宅の屋根雪対策条例」に基づき、屋根雪処理の負担や危険が少ない克雪住宅や断熱性や気密性、採光など冬期の生活面に配慮した雪国に適した住宅の供給を促進します。
- ② 地域に適した屋根雪処理方法等の普及啓発に努めます。

- ③ 住宅相談機関による情報提供や指導に努めます。
- ④ 雪の冷熱エネルギーを利用するための方法等の普及啓発に努めるとともに、住宅等への導入を促進します。

(2) 良好な克雪街区の形成促進

克雪住宅の集団的整備事業、雁木のまちなみ保存・整備や共同駐車場の設置促進など、地域ぐるみで行う克雪対策を通じて、良好な克雪街区形成を誘導し、地域の振興に寄与します。

(3) 空き家の雪下ろし等の管理の確保

- ① 市町村に対して、空き家除雪に関する先進的取組事例の情報提供に努めます。
- ② 「新潟県住宅の屋根雪対策条例」に規定された空き家の屋根雪下ろし等の適切な運用に努めます。

3 安全で快適な歩行環境の整備

【現状と課題】

- 冬期の歩行者空間の確保は、車道に比べて十分とはいえません。
- 高齢者の増加等により積雪期においても歩きやすい歩道が求められています。

【施策の方向】

- 冬期歩行者空間のネットワーク化を図り、安全で快適な歩行環境を整備します。

【施策の推進】

(1) 歩行者空間の整備

- ① 機械除雪が可能な歩道の整備を推進するとともに、除雪機械の効率的な配置により迅速な歩道除雪に努めます。
- ② 電線共同溝等の整備により無電柱化を促進します。

(2) 冬期歩行者空間のネットワーク化

- ① アーケード構造の施設の整備を促進します。
- ② 地域の実態に応じて無散水消融雪施設の整備を推進します。

4 克雪コミュニティ活動の促進

【現状と課題】

- 都市化の進展や生活様式の多様化等により地域に対する住民の関心と参加意欲が薄れてきています。
- 豪雪地域の集落においては、過疎化・高齢化の進行により集落維持機能が低下してきています。

【施策の方向】

- 雪に強い地域社会づくりのため克雪コミュニティ活動を促進し、行政と住民の相互協力体制の確立を図ります。

【施策の推進】

(1) 克雪コミュニティ活動の促進

- ① 除排雪を推進するための地域リーダーの育成を図るとともに、克雪活動体制の整備を促進します。
- ② 住民が協力して行う計画的な除排雪活動を推進します。

(2) 行政と住民の相互協力体制の確立

- ① 行政と住民の協力による除排雪体制の確立に努めます。
- ② 行政と住民の連絡体制づくりを促進します。
- ③ 住民の要望の把握に努めます。
- ④ 講演会の開催など雪に関する知識の普及活動を充実強化し、住民の主体的な克雪活動の取組を促進します。

5 克雪用水の確保

【現状と課題】

- 豪雪地域においては、消雪パイプや流雪溝など水を利用した消排雪施設が広く普及しており、その整備には克雪用水を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 克雪用水の需要に対応するため、その確保対策を積極的に推進します。

【施策の推進】

克雪用水の確保

- ① 農業水利施設の整備により克雪用水の確保を図ります。
- ② 克雪用水利権の定着化を図り、河川表流水の利用を促進します。
- ③ 雪対策ダム等の建設や既設ダム、貯水池等による地域の有効な水源の活用を促進します。

Ⅲ 安心できる雪国の暮らし

～ 生活環境施設等の整備 ～

1 福祉対策等の推進

【現状と課題】

- 高齢者世帯や障害者、母子世帯等の要援護世帯においては、屋根や玄関前の雪処理が自力で困難な場合が多く、心理的、経済的に大きな負担となっています。
- これまで高齢者世帯等の要援護世帯を支えてきた地域の相互扶助能力が低下してきているため、積雪期の生活への不安が増しています。

【施策の方向】

- 高齢者や障害者等が安心して生活できるように除雪援助やボランティア活動を促進します。
- 積雪期でも安心して生活できるように、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における見守り・支え合い体制の整備を推進します。

【施策の推進】

(1) 除雪困難な世帯に対する援助

- ① 除雪が困難な世帯に対する相談窓口の設置を促進します。
- ② 要援護者の身近にいる地域住民や自主防災組織、民生委員等による訪問活動を促進します。
- ③ 除雪援助要請に迅速に対応できる雪害防止連絡網の整備を促進します。
- ④ 地域住民の協力によるボランティア活動を促進します。

(2) 介護・福祉サービス供給体制等の整備

- ① 必要な介護・福祉サービスの確保及び積雪期における介護・福祉サービスの安定供給に努めます。
- ② 社会福祉施設の耐雪化を図ります。
- ③ 高齢者等の孤立化を防止するため、見守り・支え合いネットワークの構築を推進します。
- ④ コミュニティバスの運行確保、交通施設の環境整備を図ります。

(3) 雪国生活に適合した税制の実現

豪雪地域の住民の経済的負担に配慮し、雪国生活の実態に適した税制の実現に努めます。

2 保健医療等の確保

【現状と課題】

- 住民の健康意識の高まりや高齢者の増加によって保健医療に対する需要は増大してきています。
- 医療施設の地域的な偏在や無医地区の存在などにより十分な医療サービスが受けられない問題が生じています。
- 降雪により冬期の活動範囲が狭まることから、閉じこもりのきっかけや認知症や寝たきりの症状を進行させる要因となることが考えられるため、その対策が求められています。
- 水洗化の推進、ごみ処理の円滑化、飲料水の確保を図る必要があります。

【施策の方向】

- 地域の実情にあった保健医療体制の整備を促進します。
- 下水道等汚水処理施設の普及とごみ処理、飲料水確保のための施設整備を促進し、生活環境を改善します。

【施策の推進】

(1) へき地医療等の確保

- ① へき地医療拠点病院及びへき地診療所の整備を促進します。
- ② 巡回診療、訪問診療及び訪問看護の実施を促進します。
- ③ 巡回診療の未実施地域における患者輸送車（雪上車）の整備を促進します。
- ④ 画像伝送装置等の利用による遠隔診療の拡充を図ります。
- ⑤ 緊急救急車両の充実に努め、その配備を促進します。

(2) 健康づくりの推進

- ① 健康寿命の延伸を図るためのマンパワーの確保に努めます。
- ② 生活習慣病対策を推進します。
- ③ 運動器の機能向上や閉じこもり予防等の介護予防事業を促進します。

(3) 下水道等污水处理施設の普及、ごみ処理対策と飲料水の確保

- ① 下水道等の污水处理施設の整備を促進します。
- ② 施設の耐雪構造化を促進します。
- ③ ごみの一時保管施設の整備及び最終処分場への道路除雪の促進などによりごみ処理の円滑化を図ります。
- ④ 冬期間の飲料水確保のため、老朽施設の改良等を促進します。
- ⑤ 安全性と安定給水の確保に留意した広域的な水道施設の整備を促進します。
- ⑥ 水質の保全や水源の安全確保など、施設の維持管理の強化を促進します。
- ⑦ 豪雪災害時の生活水の供給確保のため、水源や配水系統の複数化を促進します。

3 教育環境の整備

【現状と課題】

- 学校の校舎、体育館には老朽化した建物が存在しています。
- 降積雪により、屋外での体育活動等が制約されるほか、通学時の危険も増大します。

【施策の方向】

- 老朽化した建物の改築や大規模改修など学校教育施設の整備を促進します。
- 通学路の交通安全対策の充実を図ります。

【施策の推進】

(1) 学校教育施設の整備

- ① 施設の耐雪構造化を促進します。
- ② 除排雪及び消融雪施設の整備を促進します。
- ③ 降積雪期における屋外スポーツの利用に配慮した施設の整備を促進します。
- ④ コンピュータ及びソフトウェアの整備を着実に進めるとともに、インターネットの活用など情報教育の充実を図ります。

(2) 通学の安全の確保

- ① 交通安全施設等の整備を推進するとともに、歩道除雪による安全な通学路の確保に努めます。
- ② 遠距離通学児童生徒のためのスクールバスの運行を促進します。

4 消防施設等の整備

【現状と課題】

- 火災の発生が多くなる冬期間においては、積雪のために迅速な消火活動に支障をきたしています。
- 近年は高齢者の火災による犠牲者が増えています。
- 少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、消防団員数が減少しています。

【施策の方向】

- 降積雪期における火災被害を軽減させるため、火災予防の徹底と消防力の充実に努めます。
- 高齢者世帯の住宅防火対策を図ります。

【施策の推進】

消防施設等の整備

- ① 火災を未然に防止するために、消防機関による指導と防火啓発を図ります。
- ② 施設の除雪及び凍結防止を徹底するとともに、消防水利の確保を図ります。
- ③ 消防ポンプ自動車等の機動力の整備と消防団員の確保などにより、消防力の充実に努めます。
- ④ 高齢者の住宅防火対策として、逃げ遅れ防止に効果的な住宅用火災警報器の設置徹底や、民生委員や社会福祉団体等の協力により、防火意識の啓発の強化を図ります。

5 雪処理の担い手と安全の確保

【現状と課題】

- 屋根の雪下ろし等による雪処理中の事故が相次ぎ、多くの人的被害が発

生しています。また、被害者の大半が 65 歳以上の高齢者であることから、雪処理の担い手確保等高齢者を中心とした雪処理事故防止対策を講じる必要があります。

- 豪雪時は、地域業者の対応能力を超えた降雪となる場合もあり得ることから、県、市町村及び建設業団体等が相互連携を図り、広域支援体制を整備する必要があります。

【施策の方向】

- 高齢者等が安全・安心な冬期生活を確保できるように克雪コミュニティ、除雪ボランティア等の多様な雪処理に係る取組への支援を推進します。
- 市町村等受入先に対し、除雪ボランティア受入れの知識・ノウハウが習得できる機会を提供します。

また、地域の実情に応じて広域からの除雪ボランティア等雪処理の担い手を受け入れられるような、受け皿機能を果たす組織や、コーディネーターの養成に向けた取組を促進します。

- 豪雪時において、地域の除排雪の状況を把握し、必要な人材等を遅延なく供給するよう努めます。
- 国、市町村等と協力して、様々な広報手段を活用した雪処理事故防止のための注意喚起や啓発活動を推進します。
- 広域からの除雪ボランティア等による雪処理の担い手を養成するため、安全で効率的な雪処理の知識・ノウハウが習得できる機会の提供に努めます。

【施策の推進】

(1) 除排雪活動を目的とした克雪コミュニティに対する支援

克雪コミュニティによる克雪力を維持・強化するため、小型除雪機の配備・更新等について支援を推進します。

(2) ボランティア活動の促進

- ① ボランティア活動の必要性等の周知を図るとともに、活動地区の情報

提供等を行い、ボランティア活動への参加を促進します。

- ② 先進市町村等の受入事例やノウハウを提供します。
- ③ 地域の実情に応じて広域からの除雪ボランティア等雪処理の担い手を受け入れられるような受け皿機能を果たす組織や、コーディネーターの養成に向けた取組を促進し、受入市町村の拡大に努めます。
- ④ 災害時における雪処理のボランティア活動を支援するため、「県災害ボランティア調整会議」等と連携して、ボランティアが活動しやすい環境整備に努めます。
- ⑤ 県民、ボランティア等に対し、非営利団体等と連携し、雪処理技術の習得を促進します。
- ⑥ ボランティアと受入地域との交流を促進します。

(3) 雪処理の担い手確保のための広域応援体制の推進

豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手が不足し、雪処理の滞留が発生する前に建設業団体等と連携し、広域応援による担い手確保を図ります。

(4) 雪下ろし等除排雪作業中の事故防止のための注意喚起

「新潟県住宅の屋根雪対策条例」制定の趣旨を踏まえ、県民、除雪ボランティア等に対し、広報誌等を通じて、除雪作業の持つ危険性に対する理解を得るための啓発活動を推進するとともに、命綱やヘルメットの着用等安全対策の普及に努めます。

IV 活力ある雪国の産業づくり

～ 産業の振興 ～

1 農林水産業の振興

【現状と課題】

- 農林水産業は県内の経済や地域の均衡ある発展を支える基盤となっています。
- 冬期間は降積雪によって、農作業の遅延や立木の倒伏等の被害が生じ、生産活動の停滞を余儀なくされ、地域の活性化と定住にとって大きな障害となっています。
- 漁港施設については、冬期波浪期の安全性を確保するとともに、漁船の安全な操業を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 雪害防止対策の強化や地域環境に合った生産技術の開発・普及など生産基盤の整備を進め、雪に強い農林水産業の振興を図ります。
- 積雪寒冷等の地域の特性を生かした各種農産物の導入・普及や健全な森林の育成、水産資源の維持増大に努めます。
- 雪冷熱エネルギーの利用により、生産・加工・貯蔵した農産物のブランド化や低コストでの出荷調整など、雪を有効かつ積極的に活用する取組を進めます。

【施策の推進】

(1) 農業の振興

- ① 豪雪地帯の特殊性に対応した用排水施設や農道の整備など農業農村整備事業を積極的に推進し、農業生産基盤及び生活環境基盤の一体的整備に努めます。

- ② 農業用施設の耐雪化を図るとともに、除雪機械や消融雪施設の整備による農用地等の除排雪を推進します。
- ③ 生産組織を含めた農業の担い手の確保・育成を図ります。
- ④ 雪害を受けやすい農作物の適正な栽培管理技術の普及、指導に努めます。
- ⑤ 雪に強い品種の栽培技術を研究するとともに、その普及を図ります。
- ⑥ 積雪寒冷等の気象条件や地域資源を生かした各種農作物の導入・普及を促進します。
- ⑦ 雪を活用した野菜の抑制栽培等、農作物の作期拡大技術の開発・普及に努めます。
- ⑧ 雪の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術を開発・普及するとともに、出荷調整及び鮮度保持による有利販売体制の強化を図ります。

(2) 林業の振興

- ① 林業の基幹的施設である林道の整備や高性能林業機械の導入等による県産材生産に努めます。
- ② スギの優良大径材生産及び広葉樹林育成等、豪雪地域に適合した保育技術体系の確立と普及を図ります。
- ③ 雪おこし、適切な間伐、森林病虫害等の防除による森林の保護・管理の充実を図ります。
- ④ 耐雪性品種の創出及び増殖に努めます。
- ⑤ 雪崩や山崩れなどの山地災害を未然に防止し、水源のかん養、保健休養等の多面的な機能を発揮し得る森林の整備を推進します。

(3) 水産業の振興

- ① バイオテクノロジー等の先端技術の活用及び水産物の流通・加工施設等の充実による水産業経営の近代化、合理化を促進します。
- ② 漁港施設の整備・拡充を図るとともに、防雪・除雪体制の整備を推進します。

- ③ 漁船の安全操業を確保するため、通信施設、航路標識等の整備に努めます。
- ④ 融雪水を利用した内水面養殖業及び越冬施設整備を促進します。
- ⑤ 積雪寒冷等の地域の特性に合った魚種の生産拡大を推進します。
- ⑥ 水産用医薬品の適切な使用など越冬飼育管理技術の向上・普及を図ります。

2 商工業等の振興

【現状と課題】

- 経済の高度化や高速交通網の整備進展に伴い、物資の輸送等は著しく増加し、消費活動や産業生産活動も広域化してきています。
- 降積雪期における道路交通等の悪化は、商品、資材等の搬出入や通勤、買い物等に支障をきたし、地域の経済活動に大きな影響を及ぼしています。
- 社会の価値観の変化、ライフスタイルの多様化、地球環境への関心の高まりなどの時代の潮流をつかむとともに、東日本大震災後の再生可能エネルギーへの期待の高まりを踏まえ、市場のニーズの高度化・多様化に対応した新しい産業を支援していく必要があります。

【施策の方向】

- 道路交通の確保はもとより、雪に影響されない快適な商業空間の創造や雪国特有の産業の育成を図るなど、商工業活動の基盤づくりを進めます。
- 雪国のなかで培った技術やノウハウを活用した商品の開発を積極的に推進するとともに、雪を生かした新しい産業の振興に努めます。

【施策の推進】

(1) 商業の振興

- ① 無雪駐車場の整備、店舗の共同化等による商店街の高度化を促進します。

- ② アーケードや消融雪施設、商店街が共同で設置する屋根雪処理施設の整備を促進します。
- ③ 雪に強い流通業務団地等の整備を図ります。

(2) 工業及び新しい産業の振興

- ① 地域産業の育成と技術力の向上を図るため、試験研究機関の拡充強化に努めます。
- ② 克雪技術関連産業、冬期スポーツ産業など雪国特有の産業の育成に努めます。
- ③ 雪国に適した商品の開発を推進するとともに、積雪寒冷等の雪国の地域特性を生かした地域産業、新しい産業の振興に努めます。
- ④ 異業種間の交流・融合を促進します。
- ⑤ 付加価値の高い先端産業など積雪地域の特性に適した業種の企業誘致を推進します。
- ⑥ 克雪技術に関する研究開発に対する助成により、地域に密着した克雪技術産業の振興を図ります。
- ⑦ 雪に強い工業団地の整備を図ります。
- ⑧ 消融雪施設や屋根雪処理施設の設置に対する助成により、工業施設の耐雪化を促進します。
- ⑨ 雪の利活用の促進を図るため、広く雪冷熱システム導入を促進します。

3 雇用対策の推進

【現状と課題】

- 豪雪地域における季節的失業を防止し、雇用就業機会を安定的に確保することが重要な課題となっています。
- 中長期的な若年労働力の減少が見込まれるため、人材の確保と定住の促進を図ることが必要とされています。
- 高付加価値化や新分野の展開に対応した人材の育成が求められ、労働者

の働き方に対するニーズが多様化する中で、個々人のキャリア形成の支援が重要となってきています。

【施策の方向】

- 通年雇用の促進や地域の雇用開発等を積極的に推進し、雇用就業機会の安定的な確保を図ります。
- 県内企業が必要とする人材を確保し、定住の促進を図ります。
- 産業や就業構造の変化に的確に対応していくため、幅広い職業能力開発と高齢者等の雇用就業機会の拡充を推進します。

【施策の推進】

(1) 通年雇用の促進

通年雇用助成金など各種支援制度の周知・啓発による通年雇用対策を推進します。

(2) 人材の確保

- ① 新規学卒者の県内就職を促進します。
- ② 県外に在住する社会人及び県外大学等に就学する学生の本県への U J I ターン就職を促進します。

(3) 雇用開発の推進及び雇用就業機会の確保

- ① 企業の積極的な誘致及び新たな特産品づくりなど地域の産業おこし等を促進します。
- ② 施工時期の選択制度の導入などによる工事の平準化に努めます。
- ③ 中高年齢者の雇用就業機会の確保・拡大を促進します。
- ④ シルバー人材センターの新規設置と事業の拡充を支援します。

(4) 職業能力の開発

公共及び民間の職業能力開発施設の整備及び機能充実によって、産業技術の高度化等に対応した職業能力の開発・向上を支援します。

V 雪を生かした個性豊かな地域社会の創造

～ 雪の利活用等の推進 ～

1 利雪技術の利用開発

【現状と課題】

- 雪の冷熱エネルギーを利用した技術は、農業技術を始め様々な分野で開発がなされていますが、地域や産業の振興につなげていくためには、さらに積極的な雪の利活用を促進する必要があります。
- 雪は豊富な水資源やイベント等の素材、エネルギー源としても大きな可能性を秘めています。

【施策の方向】

- 雪国の活性化と個性化を図る観点から、利雪技術の開発や生活、産業等への利活用を積極的に推進します。
- 雪を重要な資源として捉え、観光資源として活用するほか、環境負荷の小さい地域新エネルギーとしての導入を促進します。

【施策の推進】

雪資源の活用

- ① 雪の貯蔵、融解抑制等の技術開発による真夏の雪祭りや各種イベント等への雪の利活用を促進します。
- ② 雪冷蔵、雪冷房など雪の冷熱エネルギーを利用した施設の整備を促進します。
- ③ 生活用水や農業用水など水資源としての利用を促進します。

2 雪を利用した魅力ある観光地づくり

【現状と課題】

- 雪は、スキーなどの冬季スポーツや各種イベント等に幅広く利用され、雪国の振興に大きく寄与しています。
- 雪国の魅力や個性を表現するうえで、雪は欠くことのできないものであり、今後もその利活用を積極的に行っていく必要があります。

【施策の方向】

- 雪国の豊かな自然環境等を活用した総合的な観光・レクリエーション地域の整備を進めます。
- 雪国景観の創造・保全やイベント等への新たな雪の利活用に努め、雪国の個性豊かで魅力ある観光地づくりを推進します。

【施策の推進】

(1) スキー観光の振興

- ① 自然環境との調和を図ったスキー場の整備を促進するとともに、指導者の資質向上を図り、スキー観光の振興に努めます。
- ② スノーマットや人工降雪機の整備などスキー場の暖冬少雪への対応を進めるとともに、スキー場相互、温泉地とスキー場といった異種の観光地の連携強化を図ります。
- ③ 冬季スポーツの多様化に対応する施設の整備を促進します。

(2) 個性豊かな観光地づくり

- ① 雪を活用したイベントの開発や育成を図ります。
- ② 雪国ならではの景観の創造や保全に努めます。
- ③ 雪国を体験できる施設の整備やプログラムの充実などによる滞在型観光を促進します。
- ④ メディアの活用による観光情報の提供に努め、国内外からの誘客を促

進めます。

- ⑤ 海外も視野に入れた冬期間観光の開発を推進します。
- ⑥ 雪を利用したイベント等による効果的できめ細かい誘客宣伝活動を推進します。

3 雪国交流の推進

【現状と課題】

- 雪国の自然や文化を地域共通の財産として評価し、地域の活性化に活用していこうとする取組が活発化してきています。
- 降積雪等による産業活動の停滞や若年層を中心とした都市への人口流出などから、地域活力の低下が懸念されている地域も少なくありません。

【施策の方向】

- 雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を活用した地域間交流や国際交流を積極的に推進します。
- 地域の主体性と創意工夫による、個性豊かな地域づくりを進め、地域の活性化を図っていきます。
- 雪国についての知識の普及を図り、都市住民の理解を得ながら、双方連携して、雪国の豊かさを享受できるような新たな交流スタイルの形成を促進します。

【施策の推進】

(1) 人材の育成

- ① 雪国の地域づくりを担う人材の育成と組織づくりを推進します。
- ② 地域間の情報や人材の交流を促進し、雪国交流のネットワーク化を図ります。

(2) 地域間交流の推進

- ① 姉妹都市の提携やイベント等の開催により、地域間の交流や国際交流を促進します。
- ② グリーン・ツーリズムなど雪国の地域特性を生かした体験型・参加型の地域間交流を推進します。
- ③ 交流施設や宿泊施設などの複合的な整備を促進します。
- ④ 交流の拡大を図るため、地域の情報受発信機能の強化に努めます。

(3) 雪国に関する知識の普及

雪国の果たしている役割や価値について、多様な媒体の活用によって、知識の普及を図ります。

4 雪国の新たなライフスタイルの創造

【現状と課題】

- 県民一人ひとりが雪や雪国の暮らしについて理解を深め、雪に親しみ、雪と調和した暮らしを創造していくことは、豊かな潤いある雪国づくりを進めていくうえで極めて重要です。

【施策の方向】

- 雪や雪国の生活・文化等に対する意識を啓発します。
- 雪に親しむ環境づくりや機会の増大等を図り、雪国の新たなライフスタイルの創造に努めます。

【施策の推進】

(1) 雪国文化の創造

- ① 雪国特有の生活用具、民俗資料、民話、風俗習慣、伝統民俗芸能等の収集、記録、保存及びその活用を促進します。
- ② 各種講習会の開催や映像等の記録作成に対する助成措置により、伝統

民俗芸能等の後継者の育成を支援します。

- ③ 雪国の伝統的な行事などを活用したイベント及び雪国特有の遊びや競技を盛り込んだフェスティバル等の開催を促進します。
- ④ 雪国文化を通じた国際交流等の推進による新たな雪国文化の創造に努めます。
- ⑤ 文化活動施設の整備を促進するなど、文化にふれあうことのできる環境づくりを推進します。

(2) 冬期余暇活動等の推進

- ① クロスカントリースキーコースなど雪に親しむ冬季スポーツ施設の整備を促進します。
- ② スキー等の地域スポーツフェスティバルやレクリエーション大会などの充実に努めます。
- ③ 冬季スポーツ指導者の養成及び冬季のニュースポーツの導入と提供等、生涯スポーツの振興を図ります。
- ④ 土間付体育館、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備を促進します。
- ⑤ 雪遊びのできる公園や雪中キャンプ、自然観察など新しい親雪活動に必要な施設の整備を促進します。
- ⑥ 学校体育施設の地域開放による地域の身近なスポーツ施設の利用を促進します。

(3) 雪に親しむ生涯学習等の充実

- ① 雪を活用した自然体験学習や雪国の生活スタイルを学ぶプログラムなどによる体験活動及び指導者育成を推進します。
- ② 各種講演会の開催など雪や雪国に関する知識の普及活動を充実し、県民の主体的な取組を促進します。
- ③ 様々な媒体による広報活動やシンポジウム等のイベントにより、雪や雪国に対する意識の高揚、イメージの転換を図ります。

VI 雪に強く安全で美しい県土づくり

～ 災害対策の充実・環境の保全 ～

1 県土保全対策の強化

【現状と課題】

- 本県は、地形地質上の特質から地すべり土砂災害が起きやすいうえ、冬期間においては、雪崩や河川の閉そくによるいつ水被害にしばしば見舞われています。
- 消雪用の地下水の過剰な汲み上げは、軟弱な粘土層を有する地域では地盤沈下を招き、本県特有の環境問題となっています。
- 雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいく必要があります。

【施策の方向】

- 雪崩防止等のための、治山、治水事業等を総合的に実施するとともに、地域の実情にあった消融雪施設の整備など環境保全に配慮した施策の推進を図ります。
- 災害発生の前兆を早期に把握し、避難体制等の整備強化に努めます。

【施策の推進】

(1) 雪崩・地すべり防止対策の推進

- ① 雪崩危険箇所の点検を実施し、危険箇所の周知を図るとともに、応急対応、雪崩監視体制の強化を促進します。
- ② 雪崩防止柵、雪崩防護柵等の雪崩防止施設の整備を促進するとともに、雪崩防止林の造成に努めます。
- ③ 雪崩の危険区域における開発や住宅などの建設を抑制します。
- ④ 雪崩の危険区域における雪崩発生時の避難経路、避難場所及び住民へ

の連絡体制の整備を促進します。

- ⑤ 地すべりに関する調査を充実し、地すべり防止工事を促進します。
- ⑥ 地すべり巡視員制度を活用して地すべり発生兆候の早期発見に努めます。
- ⑦ 農用地の防災対策及び地すべり対策を推進します。

(2) 河川・用排水路の整備促進

- ① 融雪期における出水危険のおそれがある河川、用排水路の改修を促進するとともに、市街地の河川の流雪に配慮した改修を促進します。
- ② 河川敷地等への雪捨て基準を設定し、地域住民に周知を図るとともに、融雪期における除雪を促進します。

(3) 環境保全の推進

- ① 環境負荷の少ない地域エネルギーである雪の冷熱エネルギーの活用を促進します。
- ② 酸性雨・雪を監視するため、「アジア大気汚染研究センター」に対する支援を行います。
- ③ 地下水採取の規制により、地盤沈下の防止対策を推進するとともに、地下水の適正利用のためのかん養を促進します。
- ④ 河川水、下水処理水など新たな水源の確保を図るとともに、これらを利用した施設の整備を促進し、地下水依存からの転換を進めます。
- ⑤ 地下水からの水源転換に係る融資を行うとともに、節水装置の設置に対する助成に努めます。

2 豪雪災害対策の推進

【現状と課題】

- 豪雪時においては、道路交通の停滞や鉄道輸送の遅延等が生じやすいほか、雪崩等の災害により、尊い人命や財産あるいは公共施設等に甚大な被

害が発生することも少なくありません。

【施策の方向】

- 人命の安全を第一に考え、住民の日常生活や経済活動が阻害されないよう、対策の充実強化を図っていきます。

【施策の推進】

(1) 災害予防対策の推進

- ① 関係機関連携による雪害予防計画を策定し、雪害予防体制の強化を図ります。
- ② 雪崩・吹雪の発生予測・監視に関する取り組みを専門家、関係機関と連携し、推進します。

(2) 災害応急対策の推進

- ① 豪雪対策本部、豪雪災害対策本部の設置などによる活動体制の整備及び災害に関する情報の収集、伝達の徹底を図ります。
- ② 大規模な災害の発生に機動的、効果的に対応し得るような広域支援体制の整備を図ります。また、他の都道府県との災害時の広域応援については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等に基づき、迅速かつ円滑に遂行します。
- ③ 豪雪災害時は、災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し、屋根雪等の障害物の除去、避難所の設置、食料、飲料水の供給等、必要な救助を実施します。

(3) 災害復旧対策の推進

- ① 豪雪災害による被災者のため、公営住宅の建設、生業資金の融資あつせん等を行うとともに、必要に応じて防災のための集団移転について助成します。
- ② 豪雪災害により被災した公共施設の被害状況を速やかに調査・把握し、災害復旧事業の円滑な実施に努めます。

- ③ 豪雪災害により被災した農林漁業者、中小企業者のため、必要な資金の緊急融資等を実施します。

Ⅶ 雪対策の向上のために ～ 雪に関する調査研究の充実 ～

1 調査研究の推進

【現状と課題】

- 雪対策に関する調査研究は、近年急速に進んできているが、調査研究課題は広範囲にわたっており、継続して推進していく必要があります。

【施策の方向】

- 克雪・利雪技術等の調査研究の一層の充実に努めます。

【施策の推進】

調査研究の推進

- ① 雪の冷熱エネルギー活用等の利雪・親雪対策に関する調査研究を推進します。
- ② 道路環境に適した除雪機械、除排雪システム、消融雪施設など克雪技術に関する研究開発を促進します。
- ③ 高齢化や産業構造の高度化に対応するため、社会経済上の分野を対象とした総合的な調査研究を促進します。
- ④ 地下水利用による地盤沈下への影響等の調査研究を推進します。
- ⑤ 酸性雨・雪の監視をするとともに、調査研究を推進します。

2 調査研究体制の強化

【現状と課題】

- 雪に関する調査研究の充実を図るためには、県内の各種研究機関をさら

に充実する必要があります。

- 科学技術の進展がめざましい今日、研究成果についての情報交換など研究機関相互の連携が不可欠であり、共同研究の推進に積極的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 雪に関する調査研究体制の一層の充実に努めます。

【施策の推進】

調査研究体制の強化

- ① 大学、国立等の研究機関、県の試験研究機関の充実強化に努めます。
- ② 研究機関相互の連携を図るため、情報交換の場の増大と研究成果についての情報収集、提供体制の確立に努めます。
- ③ 産・学・官の連携を図った共同調査研究を推進します。
- ④ 大学や試験研究機関における優良な調査研究を支援します。
- ⑤ 市町村、民間団体による雪に関する技術開発を促進します。

